

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の臨時特例に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定による。

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

立川市常勤特別職職員給与等支給条例の臨時特例に関する条例（平成20年立川市条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>（期末手当）</u> 第2条 市長、副市長及び教育委員会教育長に対し、令和2年6月に支給する期末手当に関する一般条例第2条の3第3項の規定の適用については、同項中「100分の222.5」とあるのは「100分の200.25」とする。	<u>（給料の額）</u> 第2条 市長の平成21年4月分から平成25年3月分までの給料の月額 は、一般条例第2条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる額から、その額に100分の7を乗じて得た額を減じた額とする。 第3条 副市長の平成21年4月分から平成25年3月分までの給料の月額 は、一般条例第2条第2号の規定にかかわらず、同号に掲げる額から、その額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。 <u>（期末手当）</u> 第4条 市長及び副市長に対し、平成21年6月に支給する期末手当に関する一般条例第2条の3第3項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の185」とする。 第5条 市長及び副市長に対し、平成22年3月に支給する期末手当に関する一般条例第2条の3第3項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」とする。
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	附 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 平成24年4月分の給料の月額における第2条の規定の適用については、同条中「100分の7」とあるのは「100分の17」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年6月1日から適用する。